

静岡県 の 最低賃金

地 域 別 最 低 賃 金	最低賃金額(円)
	時 間 額
静 岡 県 最 低 賃 金	735

※静岡県最低賃金の効力発生日は、平成24年10月12日です。

静 岡 県 産 業 別 最 低 賃 金 件 名	最低賃金額(円)
	時 間 額
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	795
鉄 鋼 、 非 鉄 金 属 製 造 業	826
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	838
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	810
各 種 商 品 小 売 業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	787
パ ル プ ・ 紙 ・ 加 工 紙 製 造 業	744

※上記の静岡県産業別最低賃金の効力発生日は、平成24年12月14日です。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054-254-6315）又はお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局ホームページ (<http://www.shizuokarodokyo.go.jp>)